

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	取得年月日	4
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6		年		年		年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引取得価額(7)-(8)	9							
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△
額	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外
	合 計(13)+(14)+(15)	16							
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分の普通償却	17							
	残存価額	18							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19							
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20							
	旧定額法の償却率	21		円		円		円	円
	算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(21)×割増率	23							
	計(21)+(22)又は(16)-(18)	24							
	算出償却額(16)≤(18)の場合 (18-1円)× $\frac{5}{60}$	25							
	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	26							
	定額法の償却率	27		円		円		円	円
	算出償却額(25)×(26)	28	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(27)×割増率	29							
	計(27)+(28)	30							
	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31	()	条 項	()	条 項	()	条 項	()
	特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33							
	合 計(30)+(32)+(33)	34							
	当期償却額	35							
差引	償却不足額(34)-(35)	36							
	償却超過額(35)-(34)	37							
償却超過額	前期からの繰越額	38	外		外		外		外
	当期償却不足によるもの	39							
	積立金取崩しによるもの	40							
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43							
	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44							
	翌期額の内繰越	45							
	当期分不足額	46							
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47							
	備考								

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引取得価額(7-8)	9							
償却額計算	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額(10-11-12)	13	外△		外△		外△		外△
	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外
	合計(13+14+15)	16							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17							
	償却額計算の基礎となる金額(16-17)	18							
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	19							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	20							
	旧定率法の償却率	21		円		円		円	
	算出償却額(18)×(20)	22	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(21)×割増率	23							
	計(22)+(23)又は(18)-(19)	24							
	算出償却額(19-1円)× $\frac{5}{60}$	25							
	平成19年4月1日以後取得分	26		円		円		円	
	定率法の償却率	27							
	調整前償却額(18)×(25)	28		円		円		円	
	償却保証率	29							
	改定取得価額(26)×(28)	30							
	改定償却率(29)×(30)	31		円		円		円	
	増加償却額(26)又は(31)×割増率	32	()	()	()	()	()	()	()
	計(26)又は(31)+(32)	33							
	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	34							
特別償却限度額	特別償却限度額	35	()	条 項	()	条 項	()	条 項	()
	特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
	合計(34)+(36)+(37)	38							
当期償却額	当期償却額	39							
差引	償却不足額(38)-(39)	40							
	償却超過額(39)-(38)	41							
償却超過額	前期からの繰越額	42	外		外		外		外
	当期償却不足によるもの	43							
	積立金取崩しによるもの	44							
	差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	45							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額	46							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額(46)-(47)	48							
	翌期額への繰越額	49		平		平		平	
	当期分不足額	50							
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43))と(36)のうち少ない金額	51							
	備考								

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5						
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	7						
帳簿価額	差引取得価額	8						
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9						
	期末現在の積立金の額	10						
	積立金の期中取崩額	11						
	差引帳簿記載金額	12	外△		外△		外△	
額	損金に計上した当期償却額	13						
	前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
	合計	15						
鉱山の命数	16		年		年		年	
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17							
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン	
経済的採掘可能数量	19							
当期産出鉱量	20							
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円		円		円
	残存価額	22						
	差引取得価額 × 5%	23						
	(15) > (22) の場合	24						
	算出償却額	25						
	(15) ≤ (22) の場合	26						
平成19年4月1日以後取得分	生産高比例法の償却計算の基礎となる金額	27						
	鉱量1トン当たり償却金額	28						
	算出償却額	29						
当期分の普通償却限度額	30							
当期分の償却限度額	特別償却限度額	31	(条	項)	(条	項)
	特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
	合計	34						
当期償却額	35							
差引	償却不足額	36						
	償却超過額	37						
償却超過額	前期からの繰越額	38	外		外		外	
	当期償却不足によるもの	39						
	積立金取崩しによるもの	40						
	差引合計翌期への繰越額	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引翌期への繰越額	44						
	繰越内訳	45		平	・	平	・	平
当期分不足額	46							
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47							
備考								

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	8							
帳簿価額	差引取得価額 (7)-(8)	9							
	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△
	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外
	合計 (13)+(14)+(15)	16							
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	17							
	旧定率法又は定率法の 償却額計算の基礎となる金額	18							
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19						
		旧定額法の償却率	20						
	旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円		円		円	
		旧定率法の償却率	22						
	算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	算出償却額	23	円		円		円	
		平成19年4月1日以後取得分	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24					
			定額法の償却率	25					
		定率法	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円		円		円
定率法の償却率	27								
算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28	円		円		円			
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29								
当期分の償却限度額	特別償却限度額	30	(外)		(外)		(外)		
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	31							
	合計 (29)+(30)+(31)	32							
	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33							
	当期償却可能限度額	34							
	当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	35							
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額 償却限度額 (35)+(36)	36							
当期償却額	38								
差引	償却不足額 (37)-(38)	39							
	償却超過額 (38)-(37)	40							
償却超過額	前期からの繰越額	41	外		外		外		
	当期認められる償却不足によるもの	42							
	積立金取崩しによるもの	43							
	差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (44)-(42)と(40)+(41)のうち少ない金額	45							
	当期において切り捨てる特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	46							
	差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47							
	翌期繰越額	48	平		平				
	当期分不足額	49							
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (45)-(42)と(30)のうち少ない金額	50							

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

①

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種	類	1																															
	構	造	2																															
	細	目	3																															
	契	約	年	月	日	4	・	・	・	・	・	・																						
	賃	貸	の	用	又は	事業	の	用	に	供	した	年	月																					
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取	得	価	額	又は	製	作	価	額	6	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円													
		圧	縮	記	帳	による	積	立	金	計	上	額	7																					
		差	引	取	得	価	額	(6)-(7)	8																									
		見	積	残	存	価	額	9																										
		償	却	額	計	算	の	基	礎	と	な	る	金	額	(8)-(9)	10																		
	旧リース期間定額法	旧	リ	ー	ス	期	間	定	額	法	度	11	平	平	・	・	・	・	平	平	・	・	・	・										
		取	得	価	額	又は	製	作	価	額	12	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円											
		上	記	(12)	の	う	ち	(11)	の	事	業	年	度	前	に	損	金	の	額	に	算	入	さ	れ	た	金	額							
		差	引	取	得	価	額	(12)-(13)	14																									
		残	価	保	証	額	15																											
		償	却	額	計	算	の	基	礎	と	な	る	金	額	(14)-(15)	16																		
	リース期間定額法	取	得	価	額	17	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円												
		残	価	保	証	額	18																											
		償	却	額	計	算	の	基	礎	と	な	る	金	額	(17)-(18)	19																		
	帳簿記載金額	償	却	額	計	算	の	対	象	と	な	る	期	末	現	在	の	帳	簿	記	載	金	額	20										
		期	末	現	在	の	積	立	金	の	額	21																						
		積	立	金	の	期	中	取	崩	額	22																							
		差	引	帳	簿	記	載	金	額	(20)-(21)-(22)	23	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△											
	リ	ー	ス	期	間	又	は	改	定	リ	ー	ス	期	間	の	月	数	24	()	月	()	月	()	月	()	月	()	月						
当	期	に	お	け	る	リ	ー	ス	期	間	又	は	改	定	リ	ー	ス	期	間	の	月	数	25											
当	期	分	の	普	通	償	却	限	度	額	(10)、(10)又は(19)× $\frac{25}{24}$	26		円		円		円		円		円												
当期分の償却限度額	特別償却額	租	税	特	別	措	置	法	適	用	条	項	27	()	条	項	()	条	項	()	条	項	()	条	項	()	条	項						
		特	別	償	却	限	度	額	28	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円											
	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た	特	別	償	却	不	足	額	又	は	合	併	等	特	別	償	却	不	足	額						
	合	計	(26)+(28)+(29)	29																														
当	期	償	却	額	31																													
差引	償	却	不	足	額	(30)-(31)	32																											
	償	却	超	過	額	(31)-(30)	33																											
償却超過額	前	期	か	ら	の	繰	り	越	し	た	額	34	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円												
	認	容	償	却	不	足	に	よ	る	も	の	35																						
			積	立	金	取	崩	し	に	よ	る	も	の	36																				
	差	引	合	計	翌	期	へ	の	繰	り	越	し	た	額	(33)+(34)-(35)-(36)	37																		
特別償却不足額	翌	期	に	繰	り	越	す	べ	き	特	別	償	却	不	足	額	((32)-(35))と((28)+(29))のうち少ない金額	38																
	当	期	に	お	い	て	切	り	捨	て	る	特	別	償	却	不	足	額	又	は	合	併	等	特	別	償	却	不	足	額				
	差	引	翌	期	へ	の	繰	り	越	し	た	額	(38)-(39)	40																				
	翌	繰	内	訳	平	・	・	平	・	・	41																							
					当	期	分	不	足	額	42																							
適	格	組	織	再	編	成	に	よ	り	引	き	継	ぐ	べ	き	合	併	等	特	別	償	却	不	足	額	((32)-(35))と(28)のうち少ない金額	43							
備	考																																	

①

一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
	・ ・		

事業の用に供した 事業年度又は連結事業年度	1	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度に おいて事業の用に供した一括償却資産の 取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又 は連結事業年度の連結中間申告の場合は、 当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 (2) × $\frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5						
差 引	損金算入不足額 (4) - (5)	6					
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損金算入 限度超 過額	前期からの繰越額	8					
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9					
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六(八) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分